

令和4年11月29日
千葉県報第13791号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査及び財政的援助団体等監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1 措置通知提出日	1
2 措置通知機関数	1
3 指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1 健康福祉部児童家庭課	2
その2 県土整備部都市整備局住宅課	3
その3 教育庁企画管理部財務課	3
その4 山武健康福祉センター	4
その5 長生健康福祉センター	4
その6 市原健康福祉センター	5
その7 中央児童相談所	5
その8 柏児童相談所	6
その9 東上総児童相談所	7
その10 君津児童相談所	7
その11 山武農業事務所	8
その12 中部林業事務所	8
その13 成田土木事務所	9
その14 山武土木事務所	9
その15 木更津港湾事務所	10
その16 千葉大宮高等学校	10
その17 君津高等学校	11
その18 千葉中央警察署	11
その19 我孫子警察署	12
その20 印西警察署	12

2 公営企業会計

その21 施設整備センター	13
その22 柏井浄水場	13

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その23	いすみ鉄道株式会社	14
その24	公益財団法人千葉県産業振興センター	14
その25	千葉県住宅供給公社	15

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

1 措置通知提出日 令和4年6月24日から令和4年11月1日までに通知のあったもの

2 措置通知機関数

(1) 定期監査

ア 普通会計 20機関、 26件（指摘事項 2件、注意事項 24件）

イ 公営企業会計 2機関、 2件（指摘事項 1件、注意事項 1件）

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体 3団体、 4件（指摘事項 1件、注意事項 3件）

3 指摘等結果の措置通知件数

(1) 定期監査

ア 普通会計

(ア) 指摘事項に対する措置（2件）

a 個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの・・・1件

b 物品の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（24件）

a 収入未済の解消を求めたもの・・・14件

b 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・4件

c 手当等の支給事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

d 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

e 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

f 前渡資金について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

g 個人情報に記載された書類の誤配付について、再発防止を求めたもの・・・1件

h 備品の管理不備による物損事故について、再発防止を求めたもの・・・1件

イ 公営企業会計

(ア) 指摘事項に対する措置（1件）

a 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（1件）

a 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 指摘事項に対する措置（1件）

a 経営状況について、改善を求めたもの・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（3件）

a 未収家賃の管理について、早期回収を求めたもの・・・1件

b 未収貸与料等の管理について、早期回収を求めたもの・・・1件

c 経営状況について、改善を求めたもの・・・1件

定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和2年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年 8月20日
- (3) 監査結果報告年月日 令和3年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）18,116,450 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
- (イ) 特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）269,263,994 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
- (ウ) 土地貸付収入について、調定が6か月以上遅延している事例が1件（1,100円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件収入未済のうち、児童扶養手当返還金の収入未済額 11,559,838 円については、滞納者に対する文書による一斉催告、一括返済が困難な者に対する分割による早期返還の指導のほか、分割による返還が滞っている滞納者に対しては再度の返還指導を行った。

この結果、令和2年度末の収入未済額 11,559,838 円について、113,000 円を回収した。

また、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権 122,690 円を不納欠損処分とし、地方自治法第240条第3項の規定による履行延期処分に伴い 1,705,320 円の調定減額を行ったことにより、令和3年度末の収入未済額は 9,618,828 円となった。

求償金の収入未済額 6,556,612 円については、催告書等を相手方に送付し、納付するよう働きかけ、直接居住地へ訪問して納付を求めたところであるが、納付には至らなかった。

令和2年12月23日に千葉地方裁判所へ求償金請求の訴えを提起し、令和4年2月28日に相手方が県に全額を支払うべき旨の判決がなされ、相手方が控訴しなかったことから判決が確定した。引き続き、納付を求めるとともに、今後、金融機関への預金調査等により、相手方の資産状況の把握に取り組む。

- (2) 本件収入未済については、職員、母子・父子自立支援員や償還協力員が、電話や文書により分納相談などの償還指導を行ったほか、就労等により平日の日中に接触が困難な滞納者に対しては夜間及び休日の訪問を行った。

また、平成27年度から引き続き、償還指導に応じない滞納者等を抽出して、弁護士委託による債権回収を実施している。

さらに、比較的滞納期間の短い債務者について、滞納が長期化しないよう、債権回収業者（サービサー）による滞納整理を外部委託によって行った。

この結果、令和2年度末の収入未済額 269,263,994 円について、21,213,941 円を回収した。

また、民法第167条第1項の規定による時効が成立した債権 336,964 円について不納欠損処分をしたことにより、令和3年度末の収入未済額は 247,713,089 円となった。

- (3) 土地貸付収入については、本来は4月1日付けで調定すべきものであるが、人事異動により担当者が代わった際の業務引継が不十分であったことや、職員が業務多忙により失念していたことが原因で遅延したものである。

再発防止策として、年度当初の業務リストを作成し、業務の進捗状況を課内で共有することを徹底することにより、チェック体制をさらに強化した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その2

1 監査対象機関 県土整備部都市整備局住宅課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和2年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年 8月23日
- (3) 監査結果報告年月日 令和3年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

土木使用料（県営住宅使用料）346,221,583 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

土木使用料（県営住宅使用料）346,221,583 円の収入未済について、家賃特別徴収員の臨戸による徴収を行うとともに、滞納額が高額かつ滞納期間が長期の滞納者に対しては県職員が直接訪問するなど、よりきめ細かな対応を図った。また、滞納者の連帯保証人への請求を行ったほか、明渡請求（3件）や、明渡訴訟（2件）の提起を行った。

さらに、退去滞納者のうち県外に転居した者、所在不明者及び県内に居住する徴収困難な者に関しては弁護士法人へ債権の回収を委託し、初期滞納者に対する電話催告業務を千葉県住宅供給公社に委託した。

また、催告を1か月早めて実施することとしたほか、生活保護受給者の住宅扶助費について、口座振替による代理納付を導入した。

その上で、令和3年度は、平成29年度以降行っていなかった明渡等強制執行を1件実施した。

これらの対策により、上記収入未済に対し、77,427,265 円を回収した。この結果、上記収入未済は、268,794,318 円に減少した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その3

1 監査対象機関 教育庁企画管理部財務課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和2年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年 8月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和3年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）138,171,485 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

本件収入未済については、「千葉県奨学資金貸付金債権回収マニュアル」に基づき、本人や連帯保証人等に対し、電話、文書、訪問等による催告を実施し、12,593,074 円を回収した。

また、1年以上返納がない者を対象に、令和2年4月から令和5年3月までを契約期間として、債権回収業者と業務委託契約を締結し、4,849,583 円を回収した。

この結果、令和2年度の収入未済額 138,171,485 円については、令和4年3月現在 120,728,828 円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月21日

その4

1 監査対象機関 山武健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 3月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（生活保護費弁償金等）について、令和3年12月末現在で 30,157,205 円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

雑入（生活保護費弁償金等）の令和3年12月末時点での収入未済 30,157,205 円については、滞納者に対し文書や電話での催告や訪問等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行ったほか、地方自治法第236条の消滅時効による債権や、債務者が死亡し、法定相続人が債権放棄を行った債権の不納欠損処理を行うなど収入未済の解消に努めた結果、7,959,859 円縮減し、令和4年5月末時点での収入未済額は 22,197,346 円に減少した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その5

1 監査対象機関 長生健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 3月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 雑入（生活保護費弁償金等）について、令和3年12月末現在で 19,327,407 円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

(イ) 特別児童扶養手当等について、支給事務の失念により支払が遅延している事例が 13 件（1,718,140 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

(ウ) レギュラーガソリン・軽油の購入に係る単価契約（契約単価：ガソリン 148.5 円/リットル、軽油 128.79 円/リットル）について、予定価格（ガソリン 143 円/リットル、軽油 122.5 円/リットル）を超えていることを看過し契約を締結していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 雑入（生活保護費弁償金等）の令和3年12月末時点での収入未済 19,327,407 円については、滞納者に対し文書や電話での催告や訪問等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行ったほか、消滅時効の期間が経過した債権の適切な不納欠損処理を行うなど収入未済の解消に努めた結果、862,492 円縮減し、令和4年5月末時点での収入未済額は 18,464,915 円に減少した。

(2) 特別児童扶養手当等について、支給事務の失念により支払の遅延が認められたことから、支給事務の処理スケジュールを所内で共有し、進捗状況の確認を徹底した。

また、申請書等を受理した際の受付台帳への記録を徹底するとともに、申請書等は種類別に区分し他の職員にもわかる場所に保管するようにした。

さらに、受理した申請書等の処理状況を複数の職員で確認するよう努めている。

(3) 本件は、随意契約における予定価格への意識の低さなど、契約担当者の確認不足及び組織としてのチェック体制の不備が原因である。

再発防止策として、予定価格と見積額の比較を確実にを行うため、単価契約の際には契約締結の起案に予定価格の算定内訳を添付し、決裁時のダブルチェックを徹底するとともに、伺い文に予定価格内である旨を必ず記載することとした。

また、世界情勢等の外的要因による影響を強く受けるレギュラーガソリン・軽油等の予定価格を算定する際には、直近の価格変動の傾向等を加味し積算を行うこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その6

1 監査対象機関 市原健康福祉センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 3月18日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入（違約金）に係る収入未済について、令和3年12月末時点で10,068,133円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入（違約金）の令和3年12月末時点での収入未済10,068,133円については、債務者、連帯債務者及び連帯保証人の償還期間中の状況等を把握し、電話や訪問等を継続して行うことで違約金の回収に努めた結果、11,000円縮減し、令和4年2月末時点での収入未済額は10,057,133円に減少した。

また、元利金償還が完了しているが、生活困窮など、違約金の回収が困難とされる者に対しては、必要に応じて不徴収決定し、元利金の支払が未払いとなっている者に対しては、電話や文書、訪問等により継続的な償還指導を行うことで違約金が増えないように努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その7

1 監査対象機関 中央児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和3年12月24日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和3年9月末現在で48,442,170円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,171,290円を回収した。また、調定減額を296,550円行ったほか、地方自治法第236条の消滅時効により、4,584,150円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和3年9月末時点で収入未済であった48,442,170円については、令和4年5月末現在42,390,180円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その8

1 監査対象機関 柏児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和3年12月24日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年2月16日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和3年9月末現在で29,397,610円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、838,620円を回収した。また、調定減額を19,800円行ったほか、地方自治法第236条の消滅時効により3,572,080円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和3年9月末時点で収入未済であった29,397,610円については令和4年5月末現在24,967,110円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その9

1 監査対象機関 東上総児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年12月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和3年9月末現在で12,319,970円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、245,500円を回収した。また、調定減額を6,600円行ったほか、地方自治法第236条の消滅時効により1,319,890円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和3年9月末時点で収入未済であった12,319,970円については、令和4年5月末現在10,747,980円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者とは児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その10

1 監査対象機関 君津児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年12月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和3年9月末現在で14,109,726円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、218,890円を回収した。また、調定減額を48,400円行ったほか、地方自治法第236条の消滅時効により、1,735,330円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和3年9月末時点で収入未済であった14,109,726円については、令和4年5月末現在12,107,106円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者とは児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その11

1 監査対象機関 山武農業事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和3年11月末現在で13,855,789円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等の収入未済13,855,789円（元金4,583,000円、違約金9,272,789円）については、本人や連帯保証人等に対し文書、電話、臨戸訪問等により返済を促した結果、元金1,360,000円を回収した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月28日

その12

1 監査対象機関 中部林業事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 4月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

県単林道開設工事（竹岡線）について、積算金額の誤り（826,100円の過小）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、工事の積算において、20トン以上の重建設機械を使用する場合には、分解・組立及び輸送による費用を計上すべきところ、設計担当者の認識不足や、チェック者（課長・主任）における確認不足により当該費用が計上されず、過小積算となったものである。

再発防止策として、所内研修会の開催や積算誤り事例集を改正し、同様のミスが発生しないよう周知徹底した。

また、設計書チェックシートのチェック項目に今回の事例を追加するとともに、設計書の審査に関する実施要領（平成30年10月26日通知）に基づく「審査の場」において、担当者はチェック者に対し、積算条件や根拠等を説明し、チェック者はチェックシートのチェック項目を確認するよう徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月28日

その13

1 監査対象機関 成田土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 3月 9日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 雑入(原因者負担金)について、令和3年11月末現在で40,758,650円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
- (イ) 前渡資金について、精算手続が2か月以上遅延している事例が13件(189,630円)、また、返納額の戻入が遅延している事例が3件(8,560円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件収入未済に係る原因者は2者で、1者については分納誓約書の提出があったため承認した。第1回目の納付(517,500円)が確認されており、引き続き連絡を密にし、完納に向けて指導していく。

残りの1者は、原因者が支払いに応じず、費用負担命令の取消しを求める審査請求書を国土交通省へ提出しており、それに対し、千葉県も弁明書を提出し、国土交通省の審理を待っている。国土交通省の審理の結果、千葉県の費用負担命令が認められた場合に対応するため、引き続き市町村、法務局、金融機関等に対し財産調査を行うなど債権回収に向けた取組を検討していく。

- (2) 本件は、事務担当者の財務規則等の理解不足や組織としてのチェック体制が機能していなかったことにより発生した。

再発防止策として、事務担当者は財務会計の研修を受講するとともに、一覧表等を作成し、歳入歳出に係る期限のスケジュール管理を行うなど、上司、職員相互で事務処理の進行状況を常に把握し、処理漏れや遅延がないよう徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その14

1 監査対象機関 山武土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

行政代執行費用等について、令和3年11月末現在で17,332,392円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

行政代執行費用等に係る収入未済は、過去に海岸を不法占用していた海の家に係る滞納事案であるが、滞納者に資力がないため、滞納者から納付誓約書を徴し分割納付を求めている。

5名の滞納者のうち3名はおおむね誓約書どおりに分割納付を継続しており、監査基準日(令和3年11月30日)から令和4年6月末までに156,000円の納付があった。

納付が滞っている2名について、1名は連絡が取れない状況であったが、直接会って納付の意思を確認できたことから、引き続き納付を求める。

残る1名については死亡を確認し、法定相続人の相続放棄の意思を確認したことから、債権放棄に向けて、主務課と協議しながら手続を進めていく。

滞納者の状況により所要の事務手続を進め、収入未済の解消に努める。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その15

1 監査対象機関 木更津港湾事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 1月20日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

岸壁物揚場使用料について、複数年度にわたり調定額を誤り、過年度分を含めた差額(21,321円)を還付することとなった事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

岸壁物揚場使用料の調定額誤りについては、新規の許可申請の際に、船舶検査証書等の根拠資料による総トン数の確認を行わなかったことにより発生した。

今後は、新規船舶の申請や以前とは異なる総トン数での申請があった場合には船舶国籍証書や船舶検査証書等の写しを提出させ、正確な情報の把握を徹底する。

また、「岸壁・物揚場使用許可事務処理マニュアル」を新たに作成し、担当者の理解を深めた。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日

その16

1 監査対象機関 千葉大宮高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和4年 1月20日

(3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 生徒の個人情報に記載された書類を、他の生徒に誤って配付した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 学校の管理不備による備品落下により、物損事故の発生が認められた。今後は、このような事故が発生することのないよう、再発防止策を徹底すること。

3 講じた措置の内容

(1) 生徒の個人別学習成績表を誤って別の生徒に配付したことから、双方の生徒と保護者に謝罪と経緯を説明したうえで、誤って配付した個人別学習成績表を回収した。

令和4年10月20日現在、成績表を誤って別の生徒に配付された生徒に何らかの二次被害が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

成績表等の個人情報に記載された書類を、生徒へ配付する際の確認が不十分だったことが原因であるため、再発防止策として、直接配付の際は生徒の氏名を読み上げるなどして確認し、郵送する場合は複数の職員で作業及び確認を行うことを周知徹底した。

また、個人情報記載された書類の直接配付又は郵送の際には、その都度、全職員に個人情報の取扱いについて注意を促すとともに、事故発生時の管理職への速やかな報告についても周知徹底に努めている。

- (2) 教室の窓際に置かれていた実験器具が窓から落下し、直下に駐車していた普通自動車に損傷を与えたが、人的被害はなかった。この物損事故は、備品の管理不備が原因である。

事故後、直ちに窓際に置かれている他の実験器具の保管場所を改めるとともに、同様の状態がないか校内の他の教室についても点検を行った。

再発防止策として、日常の安全点検において、漫然と行うことなく、事故の危険性を十分に予測、認識して行うよう、職員に日々注意喚起をしている。

- 4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月21日

その17

- 1 監査対象機関 君津高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
(2) 監査実施年月日 令和4年 1月20日
(3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

学校で使用する燃料に係る契約事務において、積算金額の誤り（327,030 円の過大）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、園芸科温室の暖房用燃料の購入に関し、積算時に税抜き単価を入力すべきところに税込み単価を入力し、消費税相当額を二重に加算してしまった誤りである。

再発防止策として、積算書の様式に税抜き単価のみを記載するように変更することにより入力誤りを防ぐとともに決裁過程におけるダブルチェックの重要性を認識し、複数人により検算を行うなどの事務室内のチェック体制をより一層強化した。

- 4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月21日

その18

- 1 監査対象機関 千葉中央警察署

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
(2) 監査実施年月日 令和3年12月24日
(3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日
(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

土地使用料について、調定が6か月以上遅延している事例が1件（6,180 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、調定事務の対象を確認する際、前年度に行った行政財産使用許可申請分のみが一覧となった資料を参考としたことにより、それに記載のない過去に複数年にわたる使用許可をした土地使用料の起票が遅延したものである。

再発防止策として、本件事例に係全体で共有し、リストの作成及び突合については、複数人で確認を行い、更に、幹部による確実なチェックを実施することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年6月24日

その19

1 監査対象機関 我孫子警察署

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年12月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

個人情報に記載された捜査資料等を無断で持ち出し、長期間にわたり自宅等で保管していた事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

- (1) 捜査書類の持出及び複製の禁止を原則とし、業務管理の徹底、身上把握及び相談しやすい職場環境の確立など、指示教養を行い再発防止の意識付けを図った。
- (2) 文書や証拠品の適正管理に向け、署を挙げて倉庫の一斉整理や書庫等の配備を行い、職場環境の改善を図った。
- (3) 幹部会議や全体会議などあらゆる機会を捉え、捜査資料や行政文書等の紙媒体のみならず、電磁的記録の取扱い等を含めた情報セキュリティ対策の教養を実施している。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年6月24日

その20

1 監査対象機関 印西警察署

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年12月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

家屋使用料等について、調定が6か月以上遅延している事例が3件(21,339円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者が歳入調定の起票時期について理解不足であったことや、業務が多忙であったため職員相互による確認が不足していたことにより年度当初に発生したものである。

再発防止策として、公有財産管理規則や財務規則について職員の習熟を図るとともに、本件事例に係全体で共有し、年度当初や毎月定例的に起票する案件については、一覧表に整理することで職員相互での情報共有を図りつつ、確認については複数人で行うこととし、更に、幹部による確実なチェックを実施することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年6月24日

2 公営企業会計

その21

1 監査対象機関 施設整備センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 1月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

船橋給水場1号配水池耐震補強工事等について、前回、前々回の監査に引き続き積算誤りが認められたこと、また、積算誤りによって契約を解除し、改めて入札手続を行う必要が生じた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

今回の積算金額の誤りについては、チェックの過程で一度は気付いたものの、表計算ファイルの不備に起因する積算誤りがあり、再チェックにおいても設計者・審査者ともに看過したことが原因である。表計算ファイルの不備は修復し、現在は適正な積算ができるようになっている。

再発防止策として、積算誤りを防止するための工事設計書チェックシートを改良し、チェック過程で見つかった誤りを設計者・審査者で共有することにより、適切に修正されているか確認できるように改善を図るとともに、設計者と審査者が対面で設計数値を照合する機会を設け、修正漏れがないか確認することを徹底した。

また、前回、前々回の監査に引き続き積算誤りについて指摘されていることから、技術系の全職員を対象に所内研修を実施し、その中で、上記を含む積算誤りやセンター内で実際に発生したヒヤリハットの事例と再発防止策を周知徹底している。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月25日

その22

1 監査対象機関 柏井浄水場

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 3月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 5月27日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

前回の監査に引き続き、支出伝票の未起票により資金前渡口座の残高が不足し、予定していた支払いが遅延した事案が認められた。また、今回は同一年度に複数回認められたことから、今後はこのようなことが発生することのないよう、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、支出伝票未起票のまま電話料金の口座振替が行われたことにより資金前渡口座の残高が不足し、郵便切手の購入を延期した事案と、支出伝票未起票のままガス料金の口座振替が行われたことにより資金前渡口座の残高が不足し、公用車の車検を延期した事案が、同一年度に発生したものである。

今後は、総務課内の全職員が公共料金の起票漏れの有無を共有・確認出来る体制を構築することによって再発防止に努めることとし、具体的には、年度当初に公共料金支払一覧表を作成し、毎月の公共料金について起票漏れがないか、課内の全職員で確認を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月25日

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その23

- 1 監査対象団体 いすみ鉄道株式会社
- 2 本庁等主務課 総合企画部交通計画課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和2年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年12月21日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

令和2年度決算において、当期純損失を計上し、資本金 269,000,000 円に対し、株主資本が 41,623,930 円と大幅に不足していることから、更なる経営の改善に努めること。

4 講じた措置の内容

いすみ鉄道株式会社（以下「会社」という。）に対しては、県と沿線市町が協調した経営支援として、いわゆる上下分離の考え方による、線路の修繕費等インフラ部分に係る経費への補助に加え、令和元年度からは、いすみ鉄道が房総半島に来訪者を呼び込む、重要な観光資源としての役割も担っていることを踏まえ、鉄道運行に係る経費の一部への補助も行っており、令和3年度は計9,042万円補助したところである。

会社の経営状態については、感染症拡大に伴う行動制限が緩和され、鉄道事業をはじめとした収益は改善されつつあるが、燃料価格等の高騰により経費が上昇していることから、引き続き厳しい状況が続いている。

会社においては、収支分析の結果を踏まえた事業の見直しや、鉄道の利用促進に向けた新たな企画列車の運行等、現在、収支の改善に取り組んでいるところである。

また、県としても、沿線市町と協力して各種SNSを活用した観光情報の発信等、沿線の活性化に向けた取組を支援するとともに、さらなる活性化策の検討や取組状況の検証を通じて、経営の改善強化に努めていく。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和4年11月1日

その24

- 1 監査対象団体 公益財団法人千葉県産業振興センター
- 2 本庁等主務課 商工労働部経済政策課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和2年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和3年11月11日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 2月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料は、令和2年度末において、28,658,737円であり、依然として多額であることから、債権管理に万全を期し早期回収に努めること。

4 講じた措置の内容

県としては、公益財団法人千葉県産業振興センターに対し、指摘事項等に対する必要な措置を講じるよう文書で指導したところであり、同センターが講じた措置の内容は以下のとおりである。

設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料等 5 件 28,658,737 円については、未収企業及び連帯保証人に対し、その資産及び所得状況等の調査に基づき、分割返済の増額要請や継続返済の要請等を実施し、未収金の回収等に積極的に取り組んだ。

この結果、令和 4 年 3 月末現在までに令和 3 年度新規発生分 1,093,990 円を含む 1,957,588 円を回収し、9,081,900 円の貸倒償却を実施したことから、未収貸与料等は 3 件 18,713,239 円に減少した。

今後は引き続き未収貸与料等の回収・整理をより一層推進するとともに、令和 15 年度まで償還が続く被災中小企業施設・設備整備支援事業については、新たな未収金の発生を防ぐため、貸付先企業の経営内容等の把握に努め、回収を推進する。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和 4 年 10 月 28 日

その 25

1 監査対象団体 千葉県住宅供給公社

2 本庁等主務課 県土整備部都市整備局住宅課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和 2 年度 財政的援助団体等監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和 3 年 12 月 24 日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和 4 年 2 月 16 日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

令和 2 年度決算において、175,446,673 円の当期純利益を計上したものの、依然として 3,908,029,430 円の債務超過となるなど極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。

(イ) 注意事項

賃貸管理事業における令和 2 年度末の未収家賃は、23,217,226 円であり、依然として多額となっていることから、債権管理に万全を期し、早期回収に努めること。

4 講じた措置の内容

(1) 指摘事項について

千葉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、裁判所計画に基づき債務を確実に履行するため、平成 23 年度に策定した中期経営改善計画に引き続き、平成 30 年度に第二次中期経営改善計画（計画期間：令和元年度～5 年度）を策定し、分譲事業（千葉ニュータウン、池花、茂原、南流山）、賃貸事業その他事業を実施することで、現在まで返済計画どおり債務を履行しながら債務超過額を縮減してきている。

県では、公社の指導監督機関として設置された副知事を委員長とする「千葉県住宅供給公社経営監理委員会」を年 3 回開催し、経営状況を監視しながら必要な指導及び助言を行っている。

分譲事業においては、引き続き保有宅地の早期処分に努め、賃貸事業においては、公社賃貸住宅の入居率の維持を図ることにより、事業収支の改善を図るよう指導した。

また、修繕工事費、人件費などの経営コストの縮減にも取り組むよう指導した。

この結果、令和 3 年度決算については、公社保有宅地の処分や公社賃貸住宅の収益によって 186,837,303 円の当期純利益を計上し、債務超過額を縮減したところである。

(2) 注意事項について

県から公社に対し、未収家賃等の早期回収に努めるよう要請した。

公社では、3 か月未満の短期滞納者に対して、①滞納早期での督促を継続強化し、②民間保証会社の利用を促進することで、早期回収に努めた。

また、3 か月以上の長期滞納者に対しては、公社が返済困難と判断した場合には自主退去を促し、応じない場合は法的手続を行った。

退去した滞納者についても追跡調査を行い、回収困難な滞納者については、債権回収を専門とする法律事務所に業務を委託し、未収家賃等の縮減に努めた。

その結果、令和3年度末の未収家賃等は21,435,495円となり、前年度末より1,781,731円減少した。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和4年10月24日